# 性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

性犯罪・性暴力は被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪です。その悪質性、重大性に対して、これまでの刑法の規定では不十分であるという声の高まりや 2019 年春に相次いだ性犯罪の無罪判決を契機に広がったフラワーデモ、「＃MeToo」、「＃WithYou」運動への共感の輪の広がりなどにより、110 年ぶりに 2017 年 6 月に性犯罪に関する刑法が改正されました。

しかし、この改正にはいくつかの課題が積み残され、「必要があれば 3 年後に検討する」という付帯決議がつき、2020 年 6 月、法務省に「性犯罪に関する刑事法検討会」が設置され、審議が行われています。

国際社会では、1990 年代から「女性に対する暴力」の撤廃に向けた取り組みが本格化し、性犯罪の成否を決定する基本的枠組みが「暴行又は脅迫の有無」から「同意の有無」へと転換されています。

よって、文京区議会は国会および政府に対し、被害者の想いに寄り添い、性被害の実態に即した刑法改正のため、下記の見直しを行うよう要望します。

記

1. 脅迫・暴行、抗拒不能などの要件を示さない限り強制性交罪や準強制性交罪に問われない実態を改め、強要による不同意性交に関する規定を創設すること。

2. 子どもを性暴力から守るため、13 歳という性交同意年齢を 16 歳未満に引き上げること。

3. 被害を訴えることが困難なケースが多い施設関係者と子ども、教師と生徒、対等な関係でない二者間での性暴力など、地位関係を利用した性犯罪の規定を創設すること。

4. 性暴力被害者が被害を認知するのに時間を要することや PTSD 症状により加害者をすぐに訴えることができないことを鑑み、公訴時効の撤廃・停止を行うこと。

5. 司法面接などを含めた被害者への配慮のための他機関連携等の取り組みをさらに推進すること。

以上、地方自自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和２年１２月８日

文京区議会議長　海老澤　敬子

内閣総理大臣　　菅　　義偉　様
法　務　大　臣　上川　陽子　様
厚生労働大臣　田村　憲久　様
衆 議 院 議 長　大島　理森　様
参 議 院 議 長　山東　昭子　様